

「南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例（素案）」 制定に係るパブリックコメント手続の実施について

【条例制定の趣旨】

高齢化率の進展に伴い、認知症の人の数は更に増えていくと見込まれ、誰もがなり得る可能性のある身近なものとなっている。そのため、認知症を他人事ではなく、自分事として捉え、認知症を知り、備え、人とつながることが大切であり、市民への認知症の理解促進を図る必要があることから、市では、認知症と共に生きる意識を高め、認知症になっても、安心していきいきと笑顔で互いに支え合いながら暮らせる共生社会を目指し、条例を制定します。

【公表する資料】

- (1) 「(仮称) 南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例（素案）」の概要
- (2) 「(仮称) 南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例（素案）」
- (3) 「(仮称) 南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例（素案）」の解説

【素案の公表及び意見の提出期間】

令和6年11月25日（月） ～ 令和6年12月14日（土）

【公表場所】

長寿福祉課、市役所市民課、各区役所、各生涯学習センター、
市民情報交流センター、市ホームページ

【意見等の提出方法】

- (1) 意見提出の書式は自由
意見提出の際は、住所、氏名、電話番号を明記
- (2) 提出方法は持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか

【意見の提出及び問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
長寿福祉課 地域包括ケアシステム推進係
電 話：0244-24-5404
FAX：0244-24-5740
電子メール：chojufukushi@city.minamisoma.lg.jp

（仮称）南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例（案）の概要

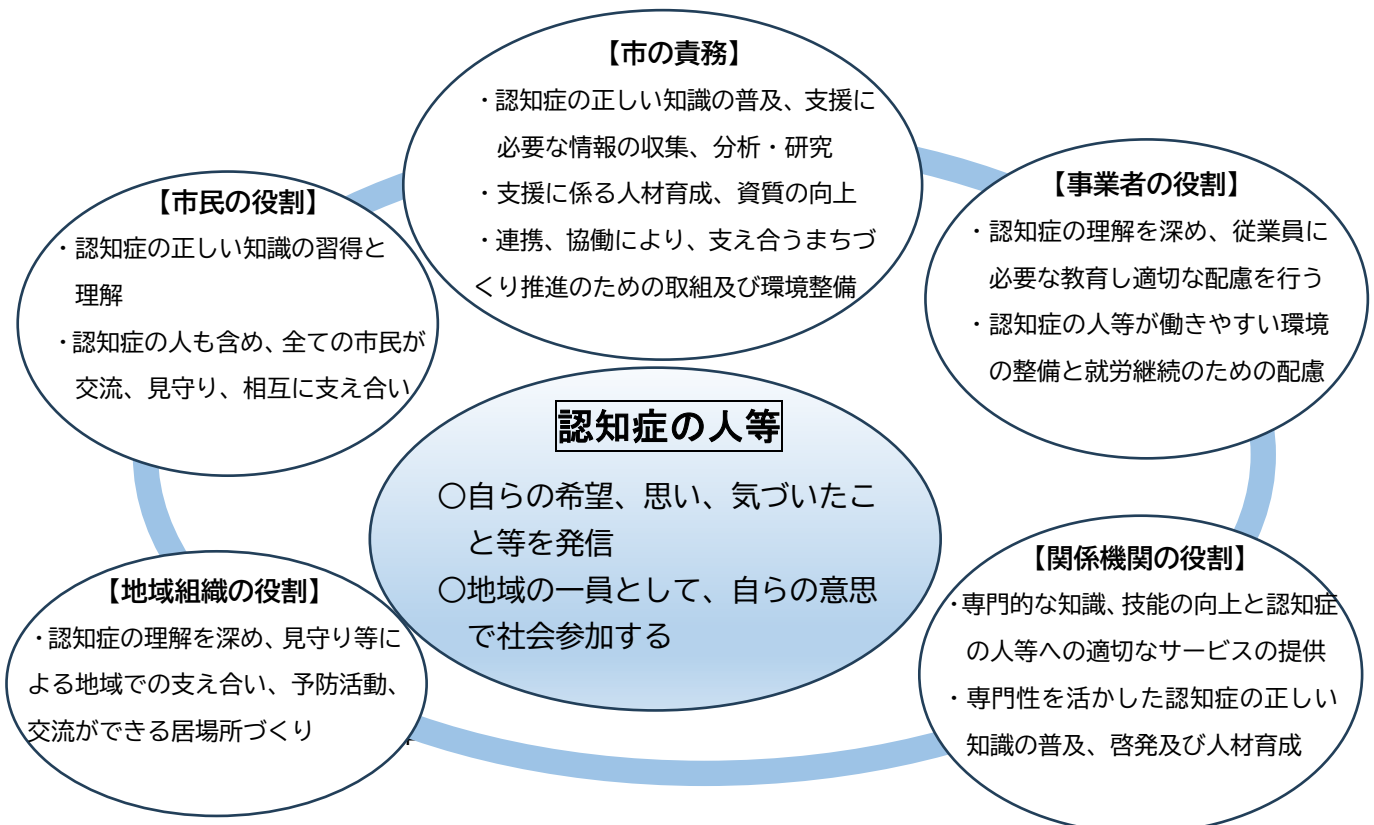
1. 条例の趣旨

認知症の人をはじめ誰もが自身の意思が尊重され、尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らせること、認知症を他人事とせず自分事として捉え、認知症の正しい理解を深め、予防と備えをすることが重要であると考え、3つの基本的な考え方を定めることにより、それらを、認知症の人等を取り巻く全ての人々が相互に連携し、共に支え合うまちを目指します。

《認知症施策推進のイメージ》

基本理念

- ①認知症の人をはじめ誰もが、一人ひとりの意思が尊重され、尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らし続ける。
- ②認知症を他人事とせず自分事として捉え、認知症の正しい理解を深め、予防と備えをする。
- ③すべての市民、事業者、地域組織及び関係機関が互いに連携し、共に支え合うまちを目指す。



- (1) 高齢化率の進展に伴い、国の認知症高齢者数は、2040(令和22)年には高齢者の6.7人に1人が見込まれており、本市の認知症の人の将来推計においても、2040(令和22)年には、3,008人と推計され、認知症対策は喫緊の課題となっています。

※2040(令和22)年:団塊ジュニア世代の方が65歳になる年

【2040年 南相馬市の高齢者数及び認知症者・軽度認知障害者数(推計)】

2040(令和22)年 65歳以上の人口 20,185人
(出典:南相馬市人口推計:企画課)

認知症の有病率 14.9%	⇒ 南相馬市 認知症者数	<u>3,008人</u>
軽度認知障害(MCI)の有病率 15.6%	⇒ 軽度認知障害(MCI)者数	<u>3,149人</u>
	計	<u>6,157人</u>

(出典:認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究)

- (2) 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、単身高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の増加がみられ、さらには長期化したコロナ禍の影響も大きく、他者との交流や外出の機会が減るなど、環境の変化や家族・地域の支え合う力が低下し、認知症の発症や進行の加速にもつながる可能性が高い状況となっています。
- (3) 国においては、令和6年1月に「認知症基本法」を施行し、認知症高齢者との共生社会の実現を推進しており、本市としても実効性のある認知症施策を推進する必要性があります。

※共生社会:認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きるという意味です。

南相馬市条例第〇号

南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例

いつまでも自分らしく、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して暮らしていくことは、私たち南相馬市民の共通の願いです。

本市の高齢化は急速に進み、それに伴い認知症の人の数は更に増加することが見込まれています。また、65歳未満で発症する若年性認知症もあり、認知症は、年齢等にかかわらず、誰もがなり得る身近なものとなっています。

市では、認知症の人及びその家族が、どのような思いや希望などを抱えているのかを聞き、「今までどおりの暮らしがしたいが、周りに迷惑をかけたくない」という、複雑な気持ちがあることが分かりました。

認知症は、「すべてのことを忘れる」、「何もできなくなる」というものではなく、本人の意思や感情は残されています。また、早期発見・早期対応によって、日常生活を維持できることが期待できるとされています。こうしたことから、認知症を他人事ではなく、自分事として捉え、認知症を知り、備え、人とつながることが大切です。

平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、多くの市民が市内外での避難生活を余儀なくされました。平成28年の避難指示解除により「生まれ育った地域で生活したい」という強い思いで帰還した市民、加えて近隣自治体から避難して生活している方の多くは高齢者であり、本市の高齢化率の上昇を早める一因とも言えます。

高齢者を支える「担い手」である若い世代の人口減少が見込まれる今、全ての市民が寄り添い、共に歩み、笑顔で自分らしい暮らしができるまちを実現していくことがとても重要であり、市、市民、事業者、地域組織及び関係機関がそれぞれの責務と役割を理解し、行動することが求められます。

これらを踏まえ、認知症と共に生きる意識を高め、その備えをし、認知症になっても、安心していきいきと笑顔で互いに支え合いながら暮らせる共生社会を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、認知症と共に歩み笑顔で支え合うまちをつくるための基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本的事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての市民が地域社会の一員として、互いを尊重し、支え合うまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる状態にまで認知機能が低下した状態をいう。

- (2) 認知症の人等 認知症の人、家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う者又は団体をいう。
- (5) 地域組織 主に市民で構成される営利を目的としない団体で、市内において活動を行うものをいう。
- (6) 関係機関 医療、介護、福祉、その他支援等に携わる機関をいう。
- (7) 認知症の予防と備え 認知症の予防とは、認知症が生じないように注意し、なることを遅らせ、なっても進行を緩やかにする認知症予防に資する活動をいい、認知症の備えとは、認知症になったとしても安心して暮らすことができるために用意する対策をいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策は、次に掲げる基本理念に基づき、推進するものとする。

- (1) 認知症の人をはじめ誰もが、一人ひとりの意思が尊重され、尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らし続けること。
- (2) 認知症を他人事とせず自分事として捉え、認知症の正しい理解を深め、予防と備えをすること。
- (3) 全ての市民、事業者、地域組織及び関係機関（以下「関係機関等」という。）は相互に連携し、共に支え合うまちを目指すこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、関係機関等と連携しながら、次に掲げる事項に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 認知症に関する正しい知識の普及並びに認知症の人等に対する支援に必要な情報の収集、分析及び研究を行い、新たな知見を取り入れ、地域の実情に応じた施策を実施すること。
- (2) 認知症の人等に対する支援に係る人材の育成及び資質の向上を図ること。
- (3) 連携及び協働により、認知症の人等を地域で支え合うまちづくり推進のための取組及び環境整備を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認知症の人等が地域で安心して暮らすために必要な支援を講じること。

(認知症の人等の役割)

第5条 認知症の人等は、安心して暮らせるまちづくりのため、自らの希望、思い、気づいたこと等を市又は関係機関等に発信するものとする。

2 認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行うものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして考え、認知症の人等への支援及び自身の将来への備えとして、認知症に関する正しい知識の習得と理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづ

くりを進めるため、認知症の人等も地域の一員として、全ての市民が交流、見守りその他の市民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。

- 3 市民は、認知症への予防と備えに努めるとともに、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人等の状況に応じて適切な配慮を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境の整備に努めるとともに、就労の継続のために必要な配慮をするよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人等の見守り等による地域での支え合い、認知症の予防に関する活動、交流ができる居場所づくり等に積極的に取り組み、認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努めるものとする。

- 2 地域組織は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能の向上並びに認知症の人等が置かれている状況に応じた適切なサービスの提供に努めるものとする。

- 2 関係機関は、その専門性を活かして認知症に関する正しい知識の普及及び啓発を行うとともに、認知症の人等を支援する人材の育成に努めるものとする。
- 3 関係機関は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(認知症の予防と備え)

第10条 市は、認知症の予防に資すると考えられる活動の推進と、備えにつながる知識及び情報を得ることができるよう普及・啓発を行うものとする。

- 2 市は、認知症の早期発見及びその状況に応じた適切な支援の実施に向け、相談及び連携の体制づくりを図るものとする。

(知識の普及及び人材育成)

第11条 市は、第5条第1項に定める認知症の人等による発信を支援するとともに、市民、事業者、地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、啓発活動を行うものとする。

- 2 市は、認知症に対する正しい知識を持って、地域及び職域で認知症の人等を見守り、支援する認知症サポーターの養成を推進するものとする。
- 3 市は、教育機関と協力して、子ども及び若者への認知症に関する理解の促進を図るものとする。
- 4 市は、関係機関等と連携し、医療及び介護に従事する者が認知症の人等に対応するため

に必要な知識及び技能の向上を図るものとする。

(認知症の人等への支援)

第12条 市は、認知症の人等が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 認知症の人等の状況に応じて、適時に、適切な支援を実施するため、医療及び介護の連携体制並びに環境の整備を図る。
- (2) 認知症の人等が安全で安心して生活することができる環境の整備を図るため、行方不明となるおそれのある認知症の人を早期に見つけ、保護するための仕組みを整備する。
- (3) 認知症の人が安心して自立した生活を営むため、認知症の人等の就労の継続のために必要な支援及び必要な社会保障制度が確実に提供されるための支援を行う。

2 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、判断能力に配慮した成年後見制度等の権利擁護の取組を推進するものとする。

(地域づくり及び社会参加の促進)

第13条 市は、認知症の人等を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる地域づくりに必要な支援を行うものとする。

- (1) 地域における日ごろからの声かけ、見守り等を行い、共生の意識を高め、認知症の早期発見及び適切な支援に向け、相談及び連携体制づくりの支援を行う。
- (2) 認知症の人等が、地域の一員として地域の活動及び交流を続けることができる環境づくりの支援を行う。
- (3) 認知症の人等を含む誰もが社会での役割及び生きがいを持ち、その有する力を最大限に活かせるような社会参加の場の確保の支援を行う。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(仮称)

南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例

(案)

【条文と解説】

南相馬市 長寿福祉課

目 次

1. 条例の名称検討の経過	1
2. 条文と解説	
前 文	2
第1条 目的	4
第2条 定義	5
第3条 基本理念	7
第4条 市の責務	8
第5条 認知症の人等の役割	9
第6条 市民の役割	10
第7条 事業者の役割	11
第8条 地域組織の役割	12
第9条 関係機関の役割	13
第10条 認知症の予防と備え	14
第11条 知識の普及及び人材育成	15
第12条 認知症の人等への支援	16
第13条 地域づくり及び社会参加の促進	17
 (参考1) 第10条～第13条の認知症基本的施策について	 18
 (参考2) 条例(素案)作成の過程	 25

1 条例の名称検討の経過

介護予防部会及び認知症支援部会（以下「専門部会」という。）の委員からの意見等をもとに、条例の名称を考えました。

「共に歩み」

誰もが同じ社会で共に生きることが大切であることから、認知症の人や家族等と「共に歩み」という表現にしました。また、歩みという言葉は、認知症の人と歩調を合わせて、寄り添いながら、一歩ずつ進むという意味も含まれています。

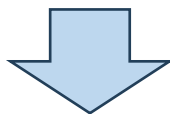
認知症施策推進大綱（令和元年施行）、認知症基本法（令和6年施行）において、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症の人の意思を尊重し、共生社会の実現を推進することとされています。

「笑顔」

専門部会において、「もし自分が認知症になったら、どんな暮らしをしたい？」をテーマとした話し合いを行い、「認知症であってもなくても笑顔で自分らしい暮らしができるまち」を目指すべき姿とし、名称に「笑顔」という言葉を入れています。

「支え合う」

認知症の特性として、一人では難しいことも、誰かと一緒に支え合っていくことでできることも増え、今まで通りの自分らしい暮らしにつながっていくことから、お互いに支え合うことの大切さを表しています。



「南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例」

2 南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例【条文と解説】

(前文)

いつまでも自分らしく、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して暮らしていくことは、私たち南相馬市民の共通の願いです。

本市の高齢化は急速に進み、それに伴い認知症の人の数は更に増加することが見込まれています。また、65歳未満で発症する若年性認知症もあり、認知症は、年齢等にかかわらず、誰もがなり得る身近なものとなっています。

市では、認知症の人及びその家族が、どのような思いや希望などを抱えているのかを聞き、「今までどおりの暮らしがしたいが、周りに迷惑をかけたくない」という、複雑な気持ちがあることが分かりました。

認知症は、「すべてのことを忘れる」、「何もできなくなる」というものではなく、本人の意思や感情は残されています。また、早期発見・早期対応によって、日常生活を維持できることが期待できるとされています。こうしたことから、認知症を他人事ではなく、自分事として捉え、認知症を知り、備え、人とつながることが大切です。

平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、多くの市民が市内外での避難生活を余儀なくされました。平成28年の避難指示解除により「生まれ育った地域で生活したい」という強い思いで帰還した市民、加えて近隣自治体から避難して生活している方の多くは高齢者であり、本市の高齢化率の上昇を早める一因とも言えます。

高齢者を支える「担い手」である若い世代の人口減少が見込まれる今、全ての市民が寄り添い、共に歩み、笑顔で自分らしい暮らしができるまちを実現していくことがとても重要であり、市、市民、事業者、地域組織及び関係機関がそれぞれの責務と役割を理解し、行動することが求められます。

これらを踏まえ、認知症と共に生きる意識を高め、その備えをし、認知症になっても、安心していきいきと笑顔で互いに支え合いながら暮らせる共生社会を目指して、この条例を制定します。

【解説】

- ・市が、条例を制定するにあたっての背景や意図を示しています。
- ・子どもから大人まで誰もが理解できるよう、やわらかな口語体表記とし、条文とは分けた表記としました。
- ・国は、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に個性を尊重しつつ支え合い共生する活力ある社会の実現のため、2023年に認知症基本法を制定しました。認知症は、誰もが関わる可能性があります。人口減少、超高齢社会が進行している市では、認知症を正しく理解し、自分事として捉え、認知症の備えと予防を行っていくことが重要と考えます。

- ・ 2024 年における市の人口は、現在約 56,200 人で高齢化率は 37.7%、2040 年には人口約 43,000 人で高齢化率は 42.2%（全国平均 35%）に達する見込みですが、これは東日本大震災及び原子力災害の影響で避難先に転居する住民や、双葉郡などの被災地域からの移住者を見込んでいない数字です。現時点で小高区では 65 歳以上人口が居住者の約 50%となっている状況にあります。さらに、2045 年には生産年齢人口が高齢者人口を下回り、担い手の減少も見込まれます。65 歳以上であっても担い手となる元気な高齢者を増やし、認知症を個人の問題として考えることなく、市全体の課題として取り組む意識が必要です。
- ・ 誰もが共生への意識を高め、認知症高齢者や若年性認知症の人を特別扱いすることなく、世代や分野を超えてつながり、それぞれの役割を担いながら、認知症と共に歩み、笑顔で互いに支え合うまちを目指しこの条例を制定します。

(目的)

(目的)

第1条 この条例は、認知症と共に歩み笑顔で支え合うまちをつくるための基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本的事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての市民が地域社会の一員として、互いを尊重し、支え合うまちを実現することを目的とする。

【解説】

第1条では、条例の目的を規定しています。

高齢化の進展が見込まれる中、市民、一人ひとりが認知症について向き合い、認知症の人等の意思が尊重され、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活することができるまちづくりを、認知症の人等をはじめ、市や市民、関係者がともに連携して推進するため、本条例を制定しました。

国における2040年（令和22年）の認知症高齢者数は、65歳以上の約7人に1人と見込まれ、有病率から算出すると、市の2040年の認知症高齢者数は約3,000人と推計されます。これは、65歳以上人口18,208人に対して約16.5%の人が認知症となる計算です。

こうしたことから誰もが認知症となる可能性があり、認知症に関する専門機関だけではなく、地域全体で支え合うことが必要です。

この条例の制定にあたって、認知症の人等、保健・医療・介護・福祉の関係者など多くの方々の思いや貴重な意見等を伺うことができました。

一人ひとりがいきいきと輝き、認知症があっても安心して暮らすことができるまちの実現に向けて、本条例を制定する目的を規定します。

(定義)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる状態にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 認知症の人等 認知症の人、家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う者又は団体をいう。
- (5) 地域組織 主に市民で構成される営利を目的としない団体で、市内において活動を行うものをいう。
- (6) 関係機関 医療、介護、福祉、その他支援等に携わる機関をいう。
- (7) 認知症の予防と備え 認知症の予防とは、認知症になることを遅らせ、なっても進行を緩やかにする認知症予防に資する活動をいい、認知症の備えとは、認知症になったとしても安心して暮らすことができるために用意する対策をいう。

【解説】

第2条では、主要な用語の区分の定義を規定しています。

(第1号)

介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいいます。

「認知症」は、脳の病気により日常生活に支障が生じる程度まで認知機能が低下した状態であることを示しています。65歳未満で発症した認知症を若年性認知症といいます。

(第2号)

「認知症の人等」は、当事者及び家族をはじめ、日常的に密接な関係を有する人をいいます。

(第3号)

「市民」は、市内に居住する人だけではなく、市内に通勤、通学する人、市内で活動する人、団体における個人をいいます。また、市民の中には認知症の人等も含まれます。

(第4号)

「事業者」は、市内において営利目的であるか、または非営利目的であるかを問わず事業を行う個人及び法人、その他の団体をいいます。

(第5号)

「地域組織」は、行政区や隣組、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域サロンや介護者の会、家族会、NPO等の組織をいいます。

(第6号)

「関係機関」は、認知症に関わる、市内で、医療・介護・福祉サービスを提供する事業者をいいます。例えば、医療機関や介護保険サービス事業所などを想定しています。

(第7号)

「予防」とは、病気や災害などが生じないように注意し、前もって防ぐこととされています。認知症の発症や進行の仕組みについて現時点でも解明が不十分であり、根本的な治療薬や予防法は確立されておらず、認知症は誰もがなりうるものであり完璧に予防することは難しいと考えられています。予防を強調しすぎると、認知症の人が予防できなかった人とみなされる恐れがあり、認知症の人が普段から感じている生きにくさを増幅する危険性も想定されます。一方、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」では、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消などを通じて認知症の発症を遅らせたり、進行を緩やかにしたりすることは可能という考え方が示されています。市としては、「予防」という言葉を慎重に取り扱いながらも認知症という病気になることを遅らせ、なっても進行を緩やかにするような活動や生活習慣などリスク低減に資する活動を「予防」と定義します。

「備え」とは、ある事態が起こった場合などに対する準備・用意とされています。誰もが認知症になる可能性があります。認知症について正しい知識を持ち、相談窓口や利用できるサービスを知り、支え合う仲間を持つことが重要です。認知症になり、判断能力が低下した際に自分の思いを示しておくことなど、認知症になったとしても安心して暮らすことができるための準備・用意する対策を「備え」と定義します。

(基本理念)

(基本理念)

第3条 認知症施策は、次に掲げる基本理念に基づき、推進するものとする。

- (1) 認知症の人をはじめ誰もが、一人ひとりの意思が尊重され、尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らし続けること。
- (2) 認知症を他人事とせず自分事として捉え、認知症の正しい理解を深め、予防と備えをすること。
- (3) 全ての市民、事業者、地域組織及び関係機関（以下「関係機関等」という。）は相互に連携し、共に支え合うまちを目指すこと。

【解説】

第3条では、認知症施策を推進するための基本理念を規定しています。

(第1号)

認知症の人のもそうでない人も、すべての人が自分の意思が尊重され、尊厳を保ちながら、安心して健やかに暮らせる共生のまちを実現するには、認知症があっても同じ社会の一員として、認知症の人の意思が尊重されることが重要です。認知症の人等が有する能力を活かしながら、市において健やかな暮らしを実現するためには、積極的に意見を有する機会を持ち、協働して認知症施策を進めていく必要があります。

(第2号)

認知症を自分事とし、認知症の正しい理解を深め、認知症になることや、なったとしても、それぞれの段階における認知症の予防と備えのため、市は必要な施策を推進します。市民、関係機関及び事業者は、市が実施する認知症施策及び取り組みに協力することを示しています。

(第3号)

認知症は誰もがなり得るものであり、身近な病気です。そのため、市民、事業者、地域組織及び関係機関が普段から支え合う意識を持つことが重要です。それぞれが自分事と捉え、認知症への理解を深め、それぞれの責務と役割のもとに相互に連携し、ともに支え合うまちを目指します。

(市の責務)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、関係機関等と連携しながら、次に掲げる事項に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 認知症に関する正しい知識の普及並びに認知症の人等に対する支援に必要な情報の収集、分析及び研究を行い、新たな知見を取り入れ、地域の実情に応じた施策を実施すること。
- (2) 認知症の人等に対する支援に係る人材の育成及び資質の向上を図ること。
- (3) 連携及び協働により、認知症の人等を地域で支え合うまちづくり推進のための取組及び環境整備を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認知症の人等が地域で安心して暮らすために必要な支援を講じること。

【解説】

第4条では、条例の目的実現に向け、基本理念を共有し、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくために、市の責務を規定しています。

(第1号)

市民や関係機関等に対して、知識の普及啓発を行うとともに、認知症に関する新たな知見を取り入れ、実情に応じた支援の実施に必要な情報の収集、整理・分析など施策の構築に必要なことを規定しています。

(第2号)

関係機関の専門職の技術向上や、市民や事業所等における認知症サポーターの養成及びキャラバン・メイトの活動の場を広げるなど、あらゆる場面における人材育成を図ります。

(第3号)

市は、積極的に市民、事業者、地域組織及び関係機関と連携し、取り組みを推進することと、そのための環境整備が必要であることを定めています。

※認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かく見守る人で、なにか特別なことをする人ではなく、認知症の人やその家族の「応援者」をいう。

※キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の企画、開催し、講師役を務める。キャラバン・メイトになるためには、「キャラバン・メイト養成研修」を受講し、キャラバン・メイトとして登録をする。

(認知症の人等の役割)

(認知症の人等の役割)

第5条 認知症の人等は、安心して暮らせるまちづくりのため、自らの希望、思い、気づいたこと等を市又は関係機関等に発信するものとする。

2 認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行うものとする。

【解説】

第5条では、認知症の人と、家族の役割を規定しています。

(第1項)

認知症の人が、自分のできることを活かし、希望や生きがいを持って前向きに暮らす姿は、多くの認知症の人に希望を与えるとともに、地域における認知症への理解を進めることにつながります。認知症の人等が自らの思い（希望や思いなど）を周囲に発信することも社会参加につながることから、地域社会の一員として、可能な範囲で自分の思いを発信していただくことを規定しています。

(第2項)

認知症であっても、地域の一員として自分の意思で社会参加を行うことを規定しています。第1項に規定しているように、認知症の人が自らの気持ちや意見を表明し、地域の人と交流することも社会参加です。認知症の人等の意向を尊重するためには、その人の思いを、市や関係機関等が知る必要があることから、市や関係機関等は、施策等を行う際に、認知症の人等が意見を発する機会を積極的に設けて、その意向を尊重します。

(意見)

意見の集約には、地域包括支援センターやケアマネジャーなどが「ひとことカード」を用いて、認知症の人やその家族など思いを聴き取りました。また、実際に認知症の人を支援して感じていることを聞きました。

○認知症の人

- ・自分らしく、楽しみをもって笑顔で暮らしたい
- ・特別扱いするのではなく、今までと同じように接してほしい
- ・できることは自分でやりたいが、自分の行動を理解して、できないことは助けてほしい
- ・なるべく迷惑をかけないようにしたい。怒らないでほしい など

○家族

- ・同じ不安を抱える人との交流の場や本人やその家族が気軽に集まれる場所などがほしい
- ・認知症の人でも安心して行ける場（飲食店など）があると良い
- ・周りの人たちに理解してもらいたい など

○支援者

- ・認知症の人の気持ちに寄り添える人が増えるような勉強会、講演会、イベントなど
- ・認知症になっても現役時代に経験したことを活かせる機会をつくる
- ・外出する機会を確保するため、一緒に出かける友人を作り、普段から交流する
- ・自分は今後どのように暮らしていきたいか、思いを書き留めておく（エンディングノートの活用など） など

(市民の役割)

(市民の役割)

第6条 市民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして考え、認知症の人等への支援及び自身の将来への備えとして、認知症に関する正しい知識の習得と理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、認知症の人等も地域の一員として、全ての市民が交流、見守りその他の市民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、認知症への予防と備えに努めるとともに、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第6条では、市民の役割を規定しています。

(第1項)

市民は、認知症についての理解を深めるよう努めることを規定しています。

基本理念を実現するうえで、認知症を「自分事」とし、共生のまちの実現のため、一人ひとりが認知症について正しい知識を得るとともに、誰もがなりうる病気であることを理解し、将来の自分に対する備えとして、その知識を深めることの必要性を定めています。

(第2項)

市民は、認知症の人等を地域で支え合うため、交流や見守り活動等にできる範囲で取り組むことを規定しています。社会的孤立の防止や解消、見守り、運動不足・生活習慣の改善等の関係機関等が実施する施策に積極的に参加することが、自分自身に対する認知症の予防と備えにもつながることを意識し、市民相互の支え合い活動に取り組む必要性を定めています。

(第3項)

市が行う認知症施策、並びに関係機関及び事業者が実施する取り組みに対し、市民は積極的に協力するよう努めることを規定しています。認知症への理解促進、認知症の人等との交流や見守り等の取組に関しても、可能な範囲で協力することは、自身に対する認知症の備えにもつながることから、自発的に参加いただくことが重要です。

(意見)

- ・困っていたら声をかけてほしい
- ・認知症になっても友人と楽しく話がしたい
- ・外出を楽しみたい(旅行、ドライブ、買い物、食事など)
- ・得意なことで誰かの役に立ちたい
- ・認知症だから…と遠ざけずに見守ってほしい など

(市民アンケート結果：回答数 590 件)

- ・認知症の人と接する機会がある…72.9%
- ・自分ができそうな支援・・・見守り・声かけ 80.8%、話し相手 61.7%、家事の手伝い 42.5%
- ・必要な支援・・・家族等への支援 69.8%、地域での見守り・声かけ 62.7%、
安心して暮らせる施設 60.7%、認知症について学ぶ機会 57.5%

（事業者の役割）

（事業者の役割）

第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人等の状況に応じて適切な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境の整備に努めるとともに、就労の継続のために必要な配慮をするよう努めるものとする。

3 事業者は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第7条では、事業者の役割を規定しています。

事業者には、金融機関や小売業など認知症の人を「顧客」として対応するだけでなく、軽度認知症（MC I）や若年性認知症の人などが、社会の一員として就労を継続できるよう、職場における配慮に努める役割があります。

（第1項）

認知症の人等が利用しやすいサービスが提供できるよう様々な業種において、事業者は自ら認知症に関する理解を深め、従業員に対し認知症を正しく理解し、認知症の人等へ適切な配慮を行われるよう教育し、さらに、認知症の特性に応じた対応ができる環境づくりに努めることを規定しています。

（第2項）

認知症の人等の就労が継続できるよう、本人の特性や家族の状況等に応じた配慮を可能な範囲で事業者へ求めることを規定しています。

若年性認知症の人は、本人やパートナーが現役世代であり、病気のために仕事の支障が生じたり、離職を余儀なくされることで、家族全体の生活へ大きな影響を与える可能性があります。事業者が可能な範囲において配慮を行うことで、認知症の人も社会の一員として、その有する力を活かすことができるようになり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりが進みます。

（第3項）

事業者の役割として市や関係機関が行う認知症施策及び取組みに対して協力するよう努めることを規定しています。

（事業所アンケートの意見）

- ・ 認知症への理解を深め、地域全体で認知症の人等を見守り、声かけすることが必要
- ・ 地域での見守り、認知症の人の買い物補助や介護する人を増やす
- ・ 認知症の方への対応を、特に若い従業員に教えてほしい
- ・ 認知症の方への対応に困ったときの相談窓口がわからない
- ・ 認知症の人であることがわかる目印などがあると良い
- ・ 家族の連絡先などがすぐにわかるようになっていると良い
- ・ 認知症を理解する講座（認知症サポーター養成講座）を定期的で開催してほしい など

（地域組織の役割）

（地域組織の役割）

第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人等の見守り等による地域での支え合い、認知症の予防に関する活動、交流ができる居場所づくり等に積極的に取り組み、認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努めるものとする。

2 地域組織は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第8条では、地域組織の役割について規定しています。

認知症とともに住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政区や隣組、民生・児童委員、老人クラブ、地域サロンや介護者の会・家族会等の地域で活動する方々の協力が必要です。

（第1項）

地域組織が認知症に対する正しい知識と理解を持って、認知症の人等を見守る体制や認知症の予防活動の整備に努めることを規定しています。例えば、居場所としての「認知症カフェ」や本人・家族への支援としての「認知症の人と家族の会」等、これまでも地域組織によって地域で支え合う取り組みが進められてきました。引き続き、市がこれらの取り組みを支えるとともに、地域における自主的な活動に対しても市や関係機関等は支援や連携を行っていくことが必要です。

（第2項）

市が行う認知症施策等に対して地域組織は協力するよう努めることを規定しています。地域の実情は様々であるため、地域の特性を把握している地域組織と認知症施策等を推進する市が連携することで、市民一人ひとりが寄り添う地域づくりを推進します。

（民生委員アンケートの意見）

- ・地域での見守り・声かけが大切
- ・認知症についての周囲の理解が必要
- ・認知症について学ぶ（認知症予防含む）必要
- ・隣近所での付き合いの中で、認知症への早めの気づきにもなる
- ・家族への支援（精神的負担の軽減）
- ・地域全体で支えていくという気運づくりが大切
- ・市民が安心して認知症になれる環境になっていることに期待したい
- ・「まさか自分が認知症になるはずがない」と思っている方が多いので、もっと危機感を持つことが必要
- ・認知症の人にも活躍できる場（社会とのつながり）があるとよい
- ・判断能力が低下する前に、本人の意思を事前に聞いておく
- ・サロンへの参加・交流を促す など

（関係機関の役割）

（関係機関の役割）

第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能の向上並びに認知症の人等が置かれている状況に応じた適切なサービスの提供に努めるものとする。

2 関係機関は、その専門性を活かして認知症に関する正しい知識の普及及び啓発を行うとともに、認知症の人等を支援する人材の育成に努めるものとする。

3 関係機関は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第9条では、認知症の人等を支える関係機関の役割を規定しています。

（第1項）

関係機関は、認知症に関する専門家として、専門知識や技能の向上に努めることを規定しています。また、認知症に早期に気づき適切なサービスにつなげるため、地域包括支援センターや医療機関等の関係機関が相互に連携し、適切な対応ができる体制を築くとともに、認知症の人等に困りごとがあればすぐに相談できる関係（※）を普段から作っていくことが重要です。

（第2項）

関係機関は、適切なサービスを提供するとともに、その知見を活かして、他の関係機関等に対し情報提供、啓発等の取り組みを行うことと、認知症の人等を支援できる人材の確保・育成に努めることを規定しています。

（第3項）

関係機関は、市が行う認知症施策等の実施に際して、市と協議することや地域における課題を共有する等を行うよう努めることを規定しています。

※ 「わかりやすい相談窓口」の普及啓発

- ・認知症の相談の入り口となる「地域包括支援センター」の周知を強化し、認知度の向上を図る。
- ・認知症の症状に合わせて利用できるサービスや制度等の流れを明確にしたガイドブック「認知症ケアパス」の活用の普及を図るとともに、関係機関の連携を強化する。

⇒ 『早めの相談・適切な対応』につなげる。

（認知症の予防と備え）

（認知症の予防と備え）

第10条 市は、認知症の予防に資すると考えられる活動の推進と、備えにつながる知識及び情報を得ることができるよう普及・啓発を行うものとする。

2 市は、認知症の早期発見及びその状況に応じた適切な支援の実施に向け、相談及び連携の体制づくりを図るものとする。

【解説】

第10条では、認知症施策のうち、認知症の予防と備えについて規定しています。

（第1項）

予防と備えの普及・啓発の重要性を定めています。認知症を完璧に予防する方法はまだ確立されていませんが、最近の研究から、認知症は生活習慣病と深い関係にあり、生活習慣を改善することで、認知症の発症を抑制する効果があることが分かってきており、食生活、運動、社会参加の機会の確保等の予防活動は重要です。

また、難聴は、認知症の発症リスクの一つと言われており、補聴器を使用することにより、認知症の発症リスクを軽減する可能性があることから、「高齢者補聴器購入費用助成事業」の取組を行います。

軽度認知障害（MCI）（※1）においては、健常な状態に戻る可能性があることや、認知症へ進む速度を遅くすることができるとされており、より予防活動が重要となります。

「備え」については、認知症に対する正しい知識を持ち、必要となる情報を得るとともに、自分の願いや望みを示しておくといった準備を行うことが重要です。たとえ認知症になったとしても慌てることなく生活環境を整えることができ、選択肢の幅も広がります。そのため、市としては積極的に普及・啓発に取り組むことを定めています。

（第2項）

専門職が認知症の疑いのある人や認知症の人等に対して訪問等を実施し、認知症の早期発見や状況に応じた適切な支援を包括的・集中的な支援（※2）を行うなど、相談及び連携協力体制の構築・整備に努めることを定めています。

市は、普段から市民や事業者、かかりつけ医などの関係機関の見守り体制のもと、早期発見・早期受診、その後の適切な対応につながるよう相談及び連携の体制づくりを図ります。

※1 軽度認知障害（MCI）

日常生活に影響を及ぼす程度ではないが、記憶障害などの軽度の認知機能障害が認められ、正常とも言い切れない中間的な段階をMCIという。必ずしも認知症に移行するとは限らず、この状態でとどまる人、健常に戻る人も多く報告されているため、この段階で脳の活性化や生活習慣の改善に取り組むことが非常に重要であり、この段階で認知機能の低下をおこす原因疾患がわかれば、適切な治療により進行を予防できる可能性が高くなる。

※2 認知症初期集中支援チーム

認知症専門医と、専門知識を持つ医療職・介護福祉職で構成されたチーム員が、家庭訪問による相談を行いながら、生活の中での困りごとに対する支援を集中的に行う。

(知識の普及及び人材育成)

(知識の普及及び人材育成)

第11条 市は、第5条第1項に定める認知症の人等による発信を支援するとともに、市民、事業者、地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、啓発活動を行うものとする。

2 市は、認知症に対する正しい知識を持って、地域及び職域で認知症の人等を見守り、支援する認知症サポーターの養成を推進するものとする。

3 市は、教育機関と協力して、子ども及び若者への認知症に関する理解の促進を図るものとする。

4 市は、関係機関と連携し、医療及び介護に従事する者が認知症の人等に対応するために必要な知識及び技能の向上を図るものとする。

【解説】

第11条では、認知症施策のうち、知識の普及及び人材育成等について規定しています。

(第1項)

認知症の人等による発信を支援するとともに、啓発活動を行うこととしています。周囲の人が認知症に対する知識を持ち、理解を深めることが、認知症の人等に対する正しい対応と支援につながります。啓発活動を引き続き進めるとともに、認知症の人等が自分の思いを率直に語れる場を作ります。

(第2項)

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人等に対してできる範囲で支援する認知症サポーターや講座の講師役となるキャラバン・メイトは、全国で養成されており、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。市ではこれまでの認知症サポーター養成講座を積極的に展開してきましたが、今後もより一層講座の充実に努めます。

(第3項)

特に人格形成の重要な時期である子どもや若者へ、認知症や高齢者の理解や正しい知識の普及の推進を規定しています。市では、市内の小中学生を対象に認知症キッズサポーター養成講座を開催し、家族や身近な高齢者への思いやりの心や尊厳を持つことの大切さを伝えてきました。将来の自身の備えに意識がつながることも期待されます。

(第4項)

関係機関が、認知症の人の持てる力に目を向け、地域社会の中で安心して暮らしていけるよう支援していくことの重要性と、認知症の人等への医療・介護現場での対応力の向上・状況に応じた適切なサービスの提供のため、質の向上を図ることを規定しています。

○「認知症について、正しい知識を持つ」ことで、認知症の人等を地域で見守り、支える人を増やす。

（認知症の人等への支援）

（認知症の人等への支援）

第12条 市は、認知症の人等が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）認知症の人等の状況に応じて、適時に、適切な支援を実施するため、医療及び介護の連携体制並びに環境の整備を図る。

（２）認知症の人等が安全で安心して生活することができる環境の整備を図るため、行方不明となるおそれのある認知症の人を早期に見つけ、保護するための仕組みを整備する。

（３）認知症の人が安心して自立した生活を営むため、認知症の人等の就労の継続のために必要な支援及び必要な社会保障制度が確実に提供されるための支援を行う。

2 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、判断能力に配慮した成年後見制度等の権利擁護の取組を推進するものとする。

【解説】

第12条では、認知症施策のうち、認知症の人等への支援について規定しています。

（第1項・第1号）

本人の状態に応じた医療や介護の提供及び家族の介護状況に応じた適切な支援ができるよう、医療と介護の連携を推進するための体制や環境の整備について規定しています。

（第2号）

認知症の人が行方不明とならないため、地域での見守り体制の整備を行うこととしています。これまで、民生・児童委員による地域の見守りをはじめ、市の関係団体による安心見守りネットワークによる連携を図ってきました。地域に認知症サポーター養成講座を受講した人を増やし、日ごろからの声かけ等、地域における見守り体制の強化を図ります。

（第3号）

認知症の人等の就労とその継続、必要とされる社会保障制度へつなげるための支援を行うこととしています。本条においては、事業者の役割として、働きやすい環境の整備や就労の継続に配慮することを規定しており、市もこれを支援することとしています。また、認知症の人等が安心して生活を営むためには、必要な社会保障制度につなげることが重要です。認知症の人等が抱える課題は、介護、医療、労働等の多岐の分野にわたることから、本項はこれらの課題を総合的に対応していきます。

（第2項）

認知症により判断能力が低下した人の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用促進を図ることを規定しています。市では法的な側面から認知症の人を支援する成年後見制度の普及・利用促進に関する取り組みを担う「中核機関（※）」を設置し、認知症の人等が安心して安全に自分らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度利用等の権利擁護の取組を推進します。また、今後の生活、財産、相続等について、本人や家族等の希望や大切にしたいことを話し合い、本人の意思決定を尊重し生活の不安等の軽減を図ります。

※中核機関：成年後見制度の広報・相談、後見人等への支援等を行う機関をいう。

(地域づくり及び社会参加の促進)

(地域づくり及び社会参加の促進)

第13条 市は、人等を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる地域づくりに必要な支援を行うものとする。

- (1) 地域における日ごろからの声かけ、見守り等を行い、共生の意識を高め、認知症の早期発見及び適切な支援に向け、相談及び連携体制づくりの支援を行う。
- (2) 認知症の人等が、地域の一員として地域の活動及び交流を続けることができる環境づくりの支援を行う。
- (3) 認知症の人等を含む誰もが社会での役割及び生きがいを持ち、その有する力を最大限に活かせるような社会参加の場の確保の支援を行う。

【解説】

第13条では、地域づくり及び社会参加について規定しています。

(第1号)

認知症の人等を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる共生社会の実現のためには、日ごろからのコミュニケーションを通じて、顔なじみの関係を構築しておくことが大切であり、ちょっとした変化の気づきから早期発見・早期対応にもつながります。市は、東日本大震災及び原子力災害以降、若い世代が避難先に移住し、高齢者のみの世帯の増加により高齢化の進行を早め、さらに地域のコミュニティの希薄さにつながっていることも地域の課題となっています。

このため、より一層地域での支え合いや見守りの意識を高めていくことが求められることから、そのための支援を行うことを規定しています。

(第2号)

認知症の人等との地域での活動や交流が、社会的な孤立を防ぎ、本人の認知症状の緩和や生きがい、介護者支援につながることから、高齢者が身近な地域で通える環境づくりに対する支援を行うことを規定しています。

(第3号)

認知症の正しい理解や協力のもと、認知症の人が地域での役割と生きがいを持てるよう社会参加の場を確保するための支援を行うことを規定しています。

（参考１） 第 10 条～第 13 条の認知症基本的施策について

条例案の第 10 条から第 13 条に基づく基本的施策として、令和 6 年度に実施している南相馬市内の認知症施策については下記のとおりです。（令和 6 年 10 月現在）

内には、条例で定める項目により目指す姿を記載しています。

【第 10 条 認知症の予防と備え】

○目指す姿 すべての人が認知症に対する正しい知識を持ち、健康な体づくりや社会参加を促すとともに、認知症の予防・早期発見・相談につながる体制づくりを進めます。

	事業	内 容	担当部署等
生活習慣病の予防・重症化予防	認知症に関する健康教育	認知症に対する正しい知識の普及及び予防に資するとされる健康増進（食生活・運動等）に関する健康教育を実施する。	長寿福祉課 健康づくり課
	健康スポーツ教室	市民のスポーツに親しむ機会や健康増進を図るため、誰もが楽しめるスポーツ教室を実施する。	スポーツ推進課
	メタボ対策事業	健康寿命の延伸を図るため、本市の健康課題のひとつである市民のメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合を減少させるための取組を実施する。	健康政策課
	特定健康診査・後期高齢者医療健康診査	認知症の危険性を高めるとされる脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病を早期発見・重症化予防をするため、特定健康診査・後期高齢者医療健康診査を実施する。	市民課 健康づくり課
	生活機能評価事業（65 歳以上の体力測定会）	身体機能、認知機能、口腔機能、血管年齢等を測定し、自身の心身機能を把握し、生活習慣等の改善を図るため実施する。	長寿福祉課
認知症予防活動	脳の健康づくり事業	高齢者の認知症予防を目的として、「認知症予防を通じた脳の健康づくり」「仲間づくり」「地域社会への参加促進」を図るため、学習療法や ICT 等を活用した教室等を実施する。	長寿福祉課
	高齢者筋力向上トレーニング事業	筋力の維持・向上を図るため、高齢者向けのトレーニング機器を使用した短期集中型の運動教室を実施する。	長寿福祉課
早期発見・	認知症相談事業	認知症の早期発見・早期対応のため、もの忘れが気になる人やその家族等を対象に物忘れ相談や電話・来所相談、訪問を継続して実施し、地域包括支援センター等関係機関との連携を図る。	長寿福祉課 地域包括支援センター 健康づくり課 認知症の人と家族の会

	事業	内 容	担当部署等
適切な支援	認知症初期集中支援事業	認知症の早期診断、早期対応のため、認知症専門医と医療介護専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」により認知症が疑われる人や認知症の人等を訪問し、必要な医療や家族支援など、包括的、集中的に初期の支援を行い、自立生活のサポートを行う。	地域包括支援センター 長寿福祉課
認知症リスクの軽減	高齢者補聴器購入費助成事業	高齢者の認知症予防を目的として、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に補聴器の装用を促進することで、高齢者の社会参加及び地域交流の支援を促すことから、補聴器の購入に要する費用の助成を行う。 対象：両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル以下で、耳鼻咽喉科の意思から必要と認められた方 内容：生活保護世帯又は市民税等非課税世帯 購入費の 2/3 以内（補助率：上限額 10 万円） ※上記以外購入費の 1/2（補助率：上限額 7 万 5 千円）	長寿福祉課

【第 11 条 知識の普及及び人材育成】

○目指す姿	認知症に対し理解し、地域で見守り支える人を増やすことで、認知症を「自分事」として地域で支え合う仕組みづくりに努めます。 市役所では、全職員が認知症サポーター養成講座を受講し、すべての窓口において認知症の人等へ適切な対応ができることを目指します。
-------	---

	事業	内 容	担当部署等
認知症の理解促進と人材の育成	認知症に関する健康教育及び普及啓発活動	認知症に対する正しい知識の普及及び予防に資するとされる健康増進（食生活・運動等）に関する健康教育や認知症に関する普及啓発活動を行う。	長寿福祉課 健康づくり課 認知症の人と家族の会
	認知症セミナー	より多くの市民に対して認知症の理解促進を図る。	長寿福祉課 地域包括支援センター
	認知症サポーター養成講座	認知症（若年性認知症も含む）について学び、対応について理解を深めることで、学んだことを家族や友人等身近な人に伝え、認知症の人等を地域で温かく見守り支える認知症サポーターを養成する。 対象：一般市民、事業所や企業の職域等	長寿福祉課 地域包括支援センター
	認知症キッズサポーター養成講座	市内の小中学生に対し、認知症について理解を深め、思いやりの心を育むことを目指して実施する。	長寿福祉課 地域包括支援センター

	事業	内 容	担当部署等
	認知症キャラバン・メイトの活動支援	認知症サポーター養成講座において講師役となるキャラバン・メイトの育成や地域での活動を支援する。	長寿福祉課
	認知症ケアパスの活用	認知症の症状の進行に合わせて利用できるサービスや制度等の標準的な流れを示したガイドブック「認知症ケアパス」を活用し、認知症に対する啓発や制度の利用等につなげる。 設置（配布）場所：市役所及び区役所、地域包括支援センター、保健（福祉）センター、生涯学習センター、市内医療機関、薬局等	長寿福祉課 地域包括支援センター
	家族介護教室事業	適切な介護知識・技術の習得や情報交換を行う。 対象：高齢者を介護している家族や関心のある方	地域包括支援センター 長寿福祉課

【第 12 条 認知症の人等への支援】

○目指す姿 認知症に対し理解し、地域で見守り支える人を増やすことで、認知症を「自分事」として地域で支え合う仕組みづくりに努めます。

市は、すべての部署において市民の約半数が高齢者となることを見据えた事業を実施し、認知症の人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

	事業	内 容	担当部署等
認知症の人や家族への支援	認知症地域支援推進員の活動	各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談窓口の機能充実及び、認知症の理解促進に向けての取組等を実施し、認知症の人等を支える地域づくりを推進する。 取組：認知症の人や家族等の相談支援、介護家族教室（認知症特化型）、認知症関連事業の企画運営、認知症ケアパスの普及啓発等	地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）
	チームオレンジの活動	認知症の人等の支援ニーズと認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の活動を推進する。 活動内容：個別支援、認知症に関する普及啓発等 チームの構成：認知症サポーター、認知症地域支援推進員、チームオレンジコーディネーター等	長寿福祉課 地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）
	認知症カフェの普及	認知症の人等、地域住民、各関係機関の専門職等、誰もが集まれる場所で、互いに情報を共有し合い、認知症について理解を深め、必要時、早期に専門職や適切なサービスにつなげる等介護者の負担の軽減を図る。	長寿福祉課 地域包括支援センター 認知症の人と家族の会

	事業	内 容	担当部署等
	家族介護教室事業（再掲）	適切な介護知識・技術の習得や情報交換を行う。 対象：高齢者を介護している家族や関心のある方	地域包括支援センター 長寿福祉課
	家族介護者交流事業	介護者同士の情報交換、交流等により、介護負担の軽減を図る。	地域包括支援センター 長寿福祉課
安心安全のための支援	安心見守りネットワーク	関係機関（協定事業所）等の協力を得ながら、高齢者世帯や一人暮らし世帯の見守りをし、孤立死等の防止や早期発見に努める。	長寿福祉課 社会福祉課 関係各課
	徘徊高齢者等早期身元特定事業	徘徊の恐れがある高齢者の情報を事前登録したQRコードシールを交付し、徘徊により保護された場合に、地域住民、警察署、消防署等と連携し、早期に身元を特定することで、認知症の人等の安全安心を確保する。	長寿福祉課
	徘徊高齢者等位置情報探索機器貸与事業	徘徊の恐れがある高齢者の事故防止を図るとともに、家族介護の負担軽減を図るため、徘徊時に位置を探索できるGPS機器を貸与し、所在をインターネットにより確認し、早急に保護できるよう高齢者の安全安心を確保する。	長寿福祉課
	緊急通報システム事業	装置の貸与を行い、緊急時に受信センターに通報することにより、親族や協力員への連絡、救急車の手配など救援体制による安全確保を図る。 対象：概ね65歳以上の一人暮らし、高齢者のみ世帯等の高齢者及び身体障がい者のみ世帯等で、緊急時に迅速かつ適切な対応を必要とする方	長寿福祉課
	救急医療情報キット事業	救急事案が発生した場合に、「かかりつけ医」「緊急連絡先」「持病」「薬剤情報提供書」などの医療情報や、「診察券」と「健康保険証」などの写しを筒状の専用容器に入れて保管し、救急隊員等の目につく場所に置いておくことで、迅速な救命活動や関係者間の情報共有に活用する。 対象：概ね65歳以上の単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯	長寿福祉課

	事業	内 容	担当部署等
自宅で生活する認知症の人等への支援	配食サービス事業	一人暮らし高齢者等に食事を配達するとともに、利用者の安否確認を行う。 対象：概ね 65 歳以上の一人暮らし、高齢者のみ世帯等の高齢者及び身体障がい者で、食事の調理が困難な方	長寿福祉課
	軽度生活援助事業	ヘルパー（シルバー会員）による掃除、買い物など家事等を援助する。 対象：概ね 65 歳以上の一人暮らし、高齢者のみ世帯等の高齢者で日常生活上援助が必要な方	長寿福祉課
	外出支援サービス事業	移送用車両による医療機関等への送迎を行う。 対象：心身の障がいにより交通機関を利用することが困難で、市県民税非課税世帯の方	長寿福祉課
	車いす同乗軽自動車貸出事業	車いす同乗軽自動車の貸出（運転は家族の方）を行う。 対象：寝たきり又は重度の障がいにより自ら移動することが困難な方	長寿福祉課
	要配慮者家庭ごみ戸別収集事業	家庭ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみ、資源ごみ）の戸別収集を行う。 対象：ごみ集積所に家庭ごみを持ち出すことが困難で、世帯員、親族、近所住民等の協力を得られない方等	長寿福祉課
	日常生活用具給付事業	在宅の認知症や寝たきり等の一人暮らし又は二人暮らしの高齢者等に、電磁調理器、火災報知器、自動消火器等を給付する。	長寿福祉課
	介護用品給付事業	在宅で介護を要する寝たきり高齢者等が、紙おむつや介護用品を使用する場合、その購入に要する費用の一部を助成することにより、家族の経済的負担の軽減を図る。 対象：市民税非課税世帯で要介護 4 又は 5 の介護認定を受けた高齢者を介護している家族 内容：介護用品（紙おむつ、尿取パット等）の購入費費上限・年間 12 万円（月 1 万円以内の助成券を交付）	長寿福祉課

	事業	内 容	担当部署等
	紙おむつ給付事業	在宅で介護を要する寝たきり高齢者等が、紙おむつを使用する場合、その購入に要する費用の一部を助成することにより、家族の経済的負担の軽減を図る。 対象：65歳以上で寝たきり又は認知症の状態にある高齢者（要介護認定を受けた者・介護認定は受けていないが要介護状態にある者）で紙おむつを使用している者を介護している家族 内容：紙おむつ等購入費用の一部を助成。上限・年間3万6千円（月3千円の利用券を交付）	長寿福祉課
	高齢者運転免許証自主返納支援事業	高齢者が当事者となる交通事故の減少を図るため、タクシー利用券を交付し、高齢者の運転免許証の自主返納を推進する。 対象：次の全てを満たす方 ・運転免許証返納時に65歳以上の方 ・申請時に市内に住所を有する方 ・運転免許証返納時に免許証の有効期限が残っている方 内容：タクシー利用券2万円分 有効期限：交付決定日から3年以内 申請期限：運転免許証の返納日から1年以内	生活環境課
連携体制	地域ケア会議	多職種による専門家からの視点を交えた個別地域ケア会議や自立支援型地域ケア会議を開催し、個人や地域の課題解決に向け対応策を協議する。	長寿福祉課 関係機関
	高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議	虐待の防止及び早期発見から適切な対応を行うため、虐待に関する連携協力体制を整備し、虐待防止の啓発及び通報先等の周知及び専門機関による介入を行う。	長寿福祉課 社会福祉課 関係機関
各種手続きや権利擁護支援	成年後見制度利用支援事業	認知症等により判断能力が低下し、日常生活を営むことに支障がある高齢者等が、より安全な日常生活を営むことができるよう、申立てを行う親族等がいない場合に、市長が代わって申立て手続きを実施する。また、必要に応じて申立て費用の助成や後見人への報酬助成を行う。 対象：認知症等の高齢者で、後見開始等審判請求を行う親族がいない方	長寿福祉課 社会福祉課
	日常生活自立支援事業（安心サポート）	認知症の人、知的、精神障がいのある方が、安心して生活ができるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類預かりサービスを行う。 対象：認知症高齢者、知的、精神障がい者等能力が十分でない方	社会福祉協議会

	事業	内 容	担当部署等
	アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の周知	将来の変化に備え、本人が希望する医療及びケアについて、ご家族や近い人、医療・ケアチームによる話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組みを行う。	長寿福祉課 健康政策課 相馬郡在宅医療・介護連携支援センター

【第13条 地域づくり及び社会参加の促進】

○目指す姿 認知症は誰もがなり得る可能性があることから、地域でのサロン活動等を推進し、認知症の人等が孤立しないよう、積極的に地域での活動や交流に参加できる環境づくりに努めます。また、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支える認知症サポーター等を中心とした「チームオレンジ」の仲間の輪を広げることを目指します。

	事業	内 容	担当部署等
地域での見守り・社会参加の促進	見守り活動	認知症の人が安心して日常生活を送ることができるよう、地域の身近な人たちや民生委員、認知症サポーター、サロン活動等の定期的な集い等による地域の見守り活動及び地域包括支援センター、関係部署等による訪問を行う。	地域包括支援センター 長寿福祉課 健康づくり課
	認知症サポーター養成講座（再掲）	認知症（若年性認知症も含む）について学び、対応について理解を深めることで、学んだことを家族や友人等身近な人に伝え、認知症の人等を地域で温かく見守り支える認知症サポーターを養成する。	長寿福祉課 地域包括支援センター
	認知症キッズサポーター養成講座（再掲）	小中学生に対し、認知症について理解を深め、思いやりの心を育むことを目指す。	長寿福祉課 地域包括支援センター
	地域サロンの普及・活動支援	身近な地域等で、定期的に通い、運動や交流を中心とした活動が住民主体で運営できるよう活動支援を行い、社会参加の促進につなげる。	長寿福祉課 社会福祉協議会
	認知症カフェの普及（再掲）	認知症の人等、地域住民、各関係機関の専門職等、誰もが集まれる居場所として、お互いに情報交換をしたり、交流を図る。	長寿福祉課 地域包括支援センター 認知症の人と家族の会
	チームオレンジの活動（再掲）	認知症の人等の支援ニーズと認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぐ仕組みとして「チームオレンジ」の活動を推進し、認知症の人等のニーズに応じた個別支援を行う。	長寿福祉課 地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）

(参考2) 条例(素案)作成の過程

(1) 介護予防部会・認知症支援部会(地域包括ケアシステム推進会議・専門部会)

①部会の構成

1) 介護予防部会(8人)

相馬歯科医師会、健康運動指導士、福島県理学療法士会相双支部、福島県言語聴覚士相双地区、南相馬市社会福祉協議会、南相馬市健康づくり課、地域包括支援センター

2) 認知症支援部会(8人)

認知症の人と家族の会福島県支部相双地区会、福島県認知症介護指導者、認知症対応型グループホーム、認知症サポーター、福島県作業療法士会相双支部、認知症キャラバン・メイト、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員

②会議の開催状況

回数	開催日	内 容
第1回	R6.6.26 (水)	(1)認知症条例の策定について 策定する背景・経緯、今後のスケジュール(案) (2)グループワーク テーマ 「認知症の人や家族のあるべき姿(理想像)とは？」 ① もし自分が認知症になったら、どんな暮らしがしたい？ ② ①を実現するために、どのようなことが必要？
第2回	R6.8.27 (火)	(1)ひとことカードのまとめ(認知症の人と家族の思い・希望すること:聴き取り)・事業者アンケート結果 (2)認知症に関する条例(素案)について (3)意見交換(グループワーク)
第3回	R6.9.24 (火)	(1)認知症に関する条例(素案)について (2)意見交換

(2) 地域包括ケアシステム推進会議

① 部会の構成

18人(介護支援専門員、保健医療関係者、福祉事業関係者、民生・児童委員、介護保険サービス事業所職員、高齢者関係機関職員、高齢福祉担当部長、地域包括支援センター職員、その他市長が必要と認める者)

②会議の開催状況

回数	開催日	内 容
第1回	R6.10.11(金)	(1)認知症に関する条例(素案)について (2)意見交換
第2回	R7.2月頃	(予定)パブリックコメント実施結果について

(3) 関係団体・学識経験者等からの意見集約

	開催日	関係団体等
1	R6.5.30(木)	認知症地域支援推進員(地域包括支援センター)
2	R6.8.21(水) R6.10.2(水)	福島県立医科大学保健科学部 林博史教授
3	R6.9.19(木)	南相馬市地域包括支援センター
4	R6.9.30(月)	認知症医療疾患センター(雲雀ヶ丘病院)越智裕輝医師
5	R6.10.30(水)	認知症を考える会(鹿島厚生病院・根本医師、小高診療所・小鷹医師、認知症の人と家族の会福島県支部相双地区会・浅野氏)
6	R6.11.12(火)	南相馬警察署
7	R6.11.12(火)	南相馬消防署

(4) 南相馬市認知症条例庁内検討部会及び作業部会

①庁内検討作業部会

構成員:健康福祉部内係長 17人

	開催日	内 容
第1回	R6.9.25(水)	(1)認知症に関する条例(素案)について (2)意見交換
第2回	R6.10.18(金) R6.10.30 (水)	電子会議

②庁内検討部会

構成員:健康福祉部内部課長 8人

	開催日	内 容
第1回	R6.10.7(月)	(1)認知症に関する条例(素案)について (2)意見交換
第2回	R6.10.30(水)	電子会議

(5) 庁内関係会議等への説明及び意見集約

開催日	対象者	参加人数
R6.7.31(水)	地域包括ケアシステム推進会議・生活支援体制整備部会	17 名
R6.8.27(火)	南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会・全体会	36 名
R6.8.29(木)	南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会・権利擁護部会	25 名
R6.9.27(金)	地域包括ケアシステム推進会議・医療と介護の連携部会	11名

(6) 市民等への事前周知(各種教室・研修会等)

開催日	対象者	参加人数
R6.7.25(木)	チームオレンジ定例会	13 名
R6.7.25(木)	ボランティア講座	30 名
R6.7.30(火)	脳体力アップ講座	30 名
R6.8.21(水) R6.8.22(木)	65歳以上の体力測定会	113 名
R6.9.19(木)	認知症サポーター養成講座	16 名
R6.9.10(火) R6.9.12(木) R6.9.13(金)	街頭キャンペーン(チームオレンジ活動)4回	チラシ 300 枚配布
R6.10.2(水)	認知症セミナー	53 名
R6.10.6(日)	認知症を考える会シンポジウム 2024	85 名
R6.10.19(日)	健康福祉まつり「認知症に関するコーナー」	チラシ 150 枚配布

(7) アンケート調査

① 認知症の人や家族の思いや希望の把握「ひとことカード」の実施

市内で在宅生活をされている認知症の人やその家族を対象として、ひとことカードを活用し、認知症の人やその家族の思いや希望すること等を把握した。

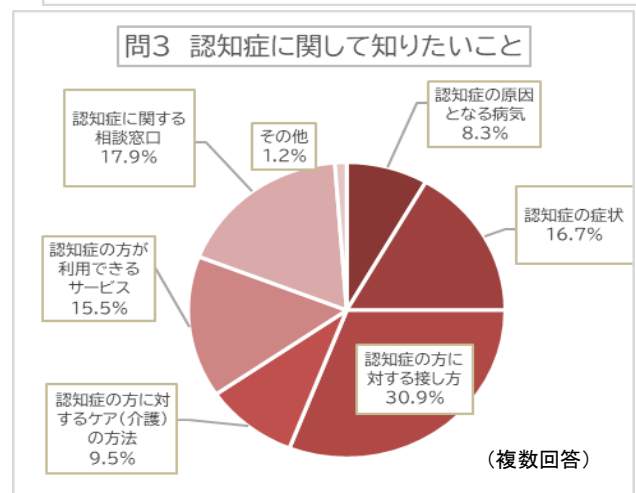
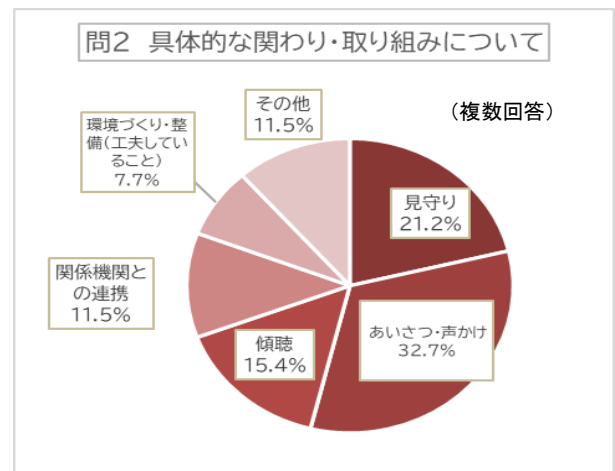
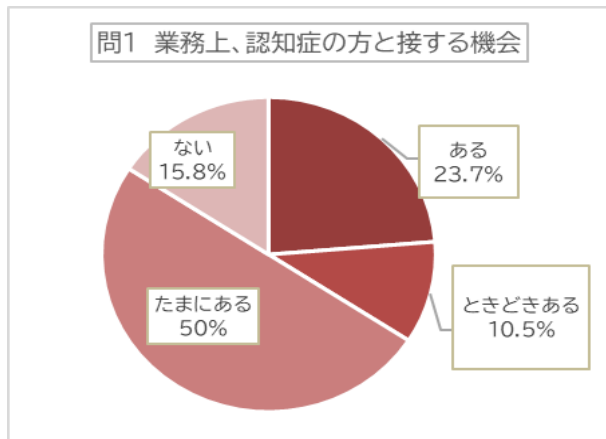
- 1) 実施時期 令和6年6月12日(水)～7月12日(金)
- 2) 実施方法 地域包括支援センターやケアマネジャーの訪問による聴き取り
- 3) 実施結果

No	ひとことカード 区分	ひとことカード枚数	思い・希望すること 件数(延)
1	認知症の人 (診断の有無問わず)	74 枚	113 件
2	家 族	18 枚	31 件
	計	92 枚	144 件

※詳細については条例解説(8ページ)に記載あり。

② 事業者アンケートの実施

- 1) 実施時期 令和6年6月19日(水)～7月5日(金)
- 2) 実施方法 アンケートの郵送
- 3) 対象事業所 57か所(南相馬市安心見守りネットワーク協定事業所、市内商業施設、コンビニエンスストア)
- 4) 回答数(率) 38か所(66.7%)
- 5) アンケート結果



問4. 今後、認知症の人への支援についてどのような支援が必要と思いますか。

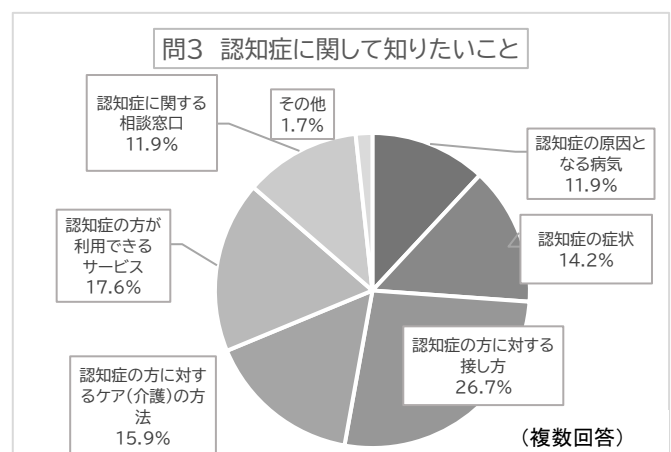
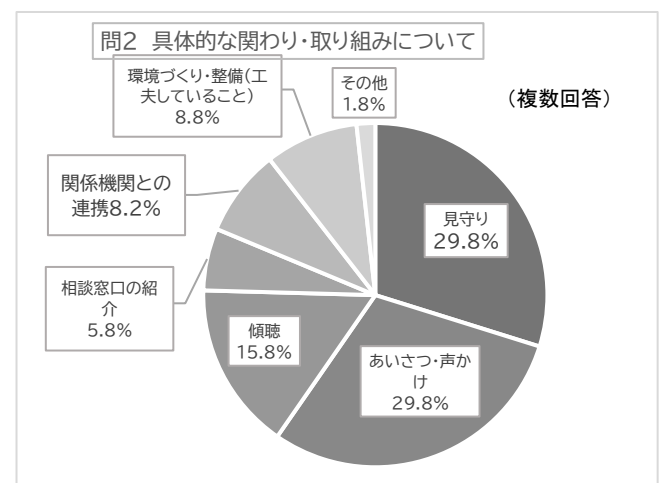
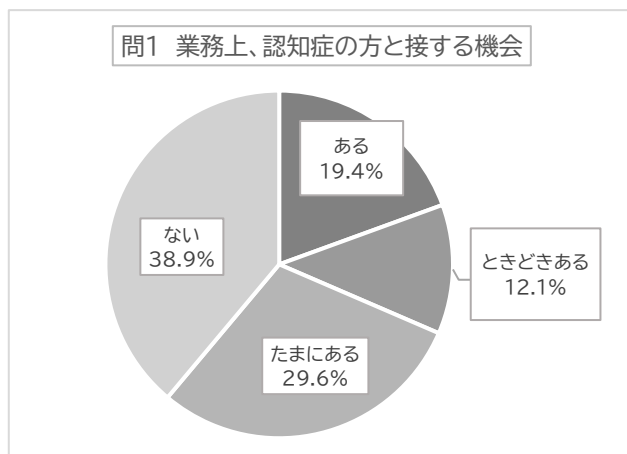
- ・周りの人の認知症への理解と対応
- ・認知症サポーターの養成
- ・地域全体で寄り添って見守る等、個々の状況に合わせた支援が必要
- ・家族への支援が必要
- ・認知症やその対応に関する周知、相談窓口等の掲示
- ・後見人等(補佐人、補助人)の拡充、周知
- ・万が一、保護した時に認知症の印(シールまたはバッジなど)が役立つ など

問5. 今後の認知症施策に対して期待することや意見、要望

- ・地域の方々の協力、声かけが必要
- ・家族に対する支援
- ・認知症を理解し、関わり方について学ぶ認知症サポーター養成講座の開催
- ・関係機関との連携強化
- ・医療・介護の拡充による早期診断・対応体制の整備
- ・店舗に相談窓口等の連絡先を明示してほしい など

③ 民生委員へのアンケートの実施

- 1) 実施時期 令和6年7月～8月
- 2) 実施方法 民児協定例会を通じてアンケート実施
- 3) 対象者数 157人
- 4) 回答数(率)108人(68.8%)
- 5) アンケート結果



問4. 身近な地域の中で、認知症の人に対してどのような支援が必要と思いますか。

- ・地域での見守り、声かけ、あいさつ
- ・認知症への早めの気づき(身近な人の気づき)
- ・認知症についての関わり方、周囲の理解、人格の尊重
- ・家族への支援、話し相手(本人・家族)、傾聴
- ・相談体制の充実
- ・認知症を隠さないで、協力し合える関係性が必要
- ・徘徊の恐れのある場合への対応
- ・地区の集まり等の参加の勧め、居場所づくり
- ・後見人制度の利用(安心のため)
- ・介護サービスの利用(施設の利用含む)
- など

問5. 今後の認知症施策に対して期待することや、意見、要望

- ・認知症について及びその対応の仕方、予防の取組みなどを知りたい
- ・家族の負担軽減
- ・地域の暖かいつながりの大切さで見守りをしたい
- ・いつでも相談できる窓口
- ・事前に意見を聞いておく
- ・認知症の方にも活躍できる場(社会との関わり)があれば良い
- ・市民(自分)が安心して認知症になれる環境になっている事に期待
- ・地域全体で支えていくという気運づくり
- ・社会参加して活動できる居場所づくりが必要
- ・サロンへの参加、交流
- など

④ 市民へのアンケートの実施

1) 実施時期 令和6年10月1日(火)～10月25日(金)

2) 実施方法 各種事業等参加者(紙アンケート)

一般市民(市ホームページに掲載した Google フォーム)

3) 回答数 590件

4) アンケート結果

